

## 港区立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の廃止について

会計年度任用職員の給与及び費用弁償等については、「港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」を制定する予定です。

港区立幼稚園、小学校及び中学校に勤務する講師は、令和2年4月1日から、会計年度任用職員として任用することになるため、その報酬等を規定していた港区立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和53年港区条例第17号）を廃止します。

### 1 廃止の理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が公布され、令和2年4月1日から、特別職及び臨時的任用の任用要件が厳格化されるとともに、労働者性の高い非常勤職員に対して、守秘義務などの服務規律を適用するとともに、期末手当を支給可能とするため、一般職の非常勤職員である会計年度任用職員制度が創設されます。

これまで、港区立幼稚園、小学校及び中学校に勤務する講師は、特別職非常勤職員として任用していましたが、令和2年4月1日からは、会計年度任用職員として任用することになります。

### 2 会計年度任用職員制度の概要

区 分	内 容
職の分類	「一般職」の非常勤職員であって、常勤職員と同様に地方公務員法上の各規定が適用されます。
募集・採用	原則として公募（※1）による選考を行い採用します。
任用期間	1年以内とし、会計年度は超えないものとします。（※2）
服務規律等	常勤職員と同等の服務規律（※3）が課され、懲戒・分限処分の対象となるほか、任用ごとに条件付採用期間や人事評価の対象となります。
期末手当の支給	原則として6月以上任用する会計年度任用職員については、常勤職員と同様に期末手当が支給されます。

※1 公募の際に年齢制限を設けることはできない（地方公務員法第13条：平等取扱いの原則）。

※2 翌会計年度に改めて任用することは可能。

※3 服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等

### 3 施行期日

令和2年4月1日